

東京都子供・子育て会議 計画策定・推進部会（第3回）

平成26年5月12日（月曜日）

東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午後 6時00分開会

○次世代育成支援担当課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから東京都子供・子育て会議第3回計画策定・推進部会を開催いたします。

本日は、皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、本部会の事務局の書記を務めます、福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課長の三浦と申します。4月1日付の人事異動により着任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。失礼しまして、着席させていただきます。

初めに、部会委員のご紹介をさせていただきたいと思えます。資料1をごらんください。

このたび、東京都民間保育園協会からお申し出があり、斉藤会長にかわり、川下副会長に委員にご就任いただいております。

また、東京商工会議所からもお申し出があり、間部部長にかわり、福田副部長に委員にご就任いただいております。

次に、委員の所属変更をご紹介させていただきます。

網野武博会長が、武蔵野大学客員教授から東京家政大学特任教授に、岸井慶子委員が、秋草学園短期大学教授から青山学院女子短期大学子ども学科教授に、それぞれご所属が変更になっております。

また、専門委員として、特別区から品川区の金子子ども未来事業部長にご就任いただいておりますが、今年度は文京区の久住智治男女協働子育て支援部長にご就任いただいております。

また、本日の委員の出欠状況ですが、市東委員、それから、正木委員については、所用によりご欠席の旨、あらかじめご連絡を頂戴しております。また、遅れてお見えになる委員の方もいらっしゃいますけれども、部会委員25名中、現在、22名のご出席をいただいております、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、東京都の出席者でございますが、資料2の事務局名簿とお手元の座席表の配付をもちまして、紹介は省略させていただきます。

なお、本会議は公開で行いますため、本日も傍聴の方、また、報道関係者の方も入られておりますことを、それから、配付資料、議事録については、後日、ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

報道関係の方は、冒頭ということで、カメラ撮影についてはここまでとさせていただきますので、カメラについてはこの後はご遠慮ください。

続きまして、お手元配付の資料のご確認をさせていただければと思います。

資料の1枚目、会議次第の下に配付資料の一覧をつけておりますけれども、本日は資料1から資料9までご用意いたしております。

1枚目、2枚目は、今、ご紹介した名簿等でございますが、資料3は、昨年12月に開催いたしました第1回の計画策定・推進部会と、本年2月に開催した第2回の部会における委員の皆様のご意見を、計画の理念や考え方、それから、施策の方向性や取り組み事項といった、柱ごとにまとめた資料でございます。

本日の部会では、「幼児期の学校教育・保育の充実について」と「地域の子供・子育て支援施策の充実について」をテーマにご議論いただきます。限られた時間の中で、特にご議論をいただきたい点を、主な論点として資料4のほうにまとめました。

なお、資料5は、保育の関係、資料6と7は、幼児期の学校教育に係る説明資料でございます。また、資料8は、地域の子供・子育て支援施策の全体像とその主な事業に関する説明資料でございます。

資料9は、「今後の検討スケジュール（案）」でございます。今後、子供・子育て支援に関する取り組み事項について、順次、具体的検討をお願いしたいと考えております。

また、事前に事務局から送付した資料について、溝口委員から意見書がご提出されておりますので、「東京都子供・子育て会議意見書」という題名の資料を添付させていただいております。

また、あわせて、松田委員のほうからご提供いただいた、地域の子育て支援拠点事業に関する資料もございますので、あわせてお配りしております。

また、内閣府が作成した、「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」という、一般向けのPRのリーフレットもご参考までに配付させていただきましたので、ご参照ください。

このほか、委員の皆様の机の上には、ファイルにとじた資料集及び次世代育成支援行動計画等の冊子を配付しております。

最後に、次回以降の日程調整のための「日程調整表」も各委員のお手元に配付させていただいております。

配付資料のご紹介は以上でございますが、資料の不足などがありますようでしたら、

恐れ入りますが、挙手をお願いいたします。

よろしいようであれば、この後の進行は柏女部会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○柏女部会長 それでは、皆さん、こんばんは。年度初めの慌ただしい時期の、しかも、大切な夜の時間にお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

前回は2月に第2回が開かれて、少し時間がたって、今回の第3回ということになりますが、前回決めたことを受けて、取り組み事項の具体的な検討を、順次、きょうから進めていくということになるかと思います。

きょうは、「幼児期の学校教育・保育の充実について」と「地域の子供・子育て支援の充実について」、この二つを取り上げて議論したいと思います。

きょうの新聞にも大きく待機児童の問題が取り上げられておりました。関心の高い保育・幼児期の学校教育の問題、そして、地域子育て支援の問題に、2時間という限られた時間ではありますけれども、取り組んでいくことになります。ぜひ皆様方の積極的なご意見を賜ることができればと思います。

昨年12月の第1回部会、本年2月の第2回部会で、「計画の基本理念について」と「施策の方向性と取組事項について」の二つについて、議論を行いましたけれども、きょうご議論をいただくテーマに関しては、第1回、第2回の部会でお出しいただいた意見、これについては資料3の6ページから8ページに、主な論点は資料4の1ページと2ページにそれぞれまとめておりますので、この後は事務局からの説明とあわせて、適宜、ご参照いただければと思います。

それでは、最初に、「幼児期の学校教育・保育の充実」について、ご議論していただきますが、まずは事務局から、現状や課題等の説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○保育支援課長 それでは、まず、保育関係につきまして、資料5に基づきまして説明いたします。

私は保育支援課長の西尾でございます。よろしくをお願いいたします。

これは6ページものでございますけれども、まず、1ページ目、「東京都における保育の状況」でございますけれども、左上の箱のところ、「就学前児童人口の推移」ということで利用施設別に分布をあらわしております。ご参照いただければと思います。

それから、右上の箱に参りまして、「認可外保育施設等の内訳」ということで、ここ

では、平成13年度から都独自の認証保育所制度が創設されましたが、そこから見ていただくように、非常にこの利用者数がふえているところをグラフであらわしております。

1ページ目は以上でございまして、2ページ目に参ります。

「保育サービスの拡充」についてでございまして、まず、左上のところで、保育サービス利用児童数・利用率等々をグラフであらわしてございます。平成24年、平成25年のところは1万人ベースで保育サービス利用児童数が増加しております。

それから、少し右のところへ行きまして、真ん中のところに「次世代計画による保育ニーズ推計」というのがございまして、これは、今、次世代計画が進行中でございますけれども、ニーズ量は、現在のところ、44%の保育サービスのニーズがあるというところで、これに基づきまして今後の必要利用数を推計したものでございますけれども、就学前児童人口が平成25年ベースで61万9,000人と。これに44%を掛けると27万2,000人と。そして、今、保育サービスの利用児童数が22万3,000人で、差し引き4万9,000人ということで約5万人の保育サービスが不足するというところで、これを平成26年度末までに整備という、これが今の計画でございまして。

論点に参りまして、この保育サービスの拡充につきましては、以下の3点が必要ではないかと。例えば、さまざまな保育サービスが、今、利用されているということを踏まえるということが一つ。それから、全ての方が保育の質を確保されたサービスを利用すること、これが大事なことであり、これが一つ。それから、地域によって保育ニーズの内容が異なるということで、区市町村による的確なニーズ把握が重要であるという、この三つが重要ではないかということです。それから、その下のところでは、多様な保育サービスの整備、これは実施主体は区市町村ですが、それを都としてどのように支援していくべきか。これが視点のもう一つ。

それから、最後に、パートタイム労働者のニーズも重要ということで、3点を挙げております。

ここで、一つ、皆様方にご報告ですが、量の見込みにつきましては、各区市町村におきまして、今、ニーズ調査を行っております、この教育・保育、子供・子育て支援事業に係る量の見込みの設定の前提となるものでございますけれども、現時点におきましては、各自治体とも地方版の子供・子育て会議等の意見を聞きながら、そのニーズ調査の集計、精査を行っている段階でございまして。今の時点で確定・公表された数値がございませんので、きょうは、残念ながら、このニーズ調査のところはお示しすることがで

きません。ただ、4月現在の暫定値を集計しましたところ、先ほど触れました、次世代後期計画の就学前児童人口の44%、このニーズ量、44%というのと余りさほど大きくは変わらないという、そういう概況でございます。今後、国は9月に量の見込みと確保策の調査を行うこととしておりまして、これにあわせまして、都においても中間の取りまとめを行いまして、また9月の部会で皆様方にご議論いただく予定でございます。

保育サービスの拡充関係は以上でございます。

次に、3ページに参りまして、「病児・病後児保育事業」でございます。ここは簡単に触れます。

2番のところ、「事業拡充に向けた課題」で、これは施設の安定的な運営、病児・病後児保育は図りにくいというところでございます。キャンセル等が多い世界でございます。

論点といたしましては、右下のところでございます。病後児保育はかなりの自治体さんで設置していただいておりますが、病児保育未設置の自治体もまだ目立つということで、この一層の設置促進が必要ではないかというのが一つ。それから、この安定的な運営の確保のためには、区市町村間を越えた広域利用、これも必要なのではないかとこの視点でございます。

以上、3ページでございます。

4ページに参ります。

「保育の質の確保・向上」でございますが、この要素といたしまして、上のほうで少し整理しておりますが、物理的環境ですとか、保育者の配置、保育内容、保育者の質・専門性等を挙げております。

論点といたしましては、右のところでございますけれども、「保育士の養成、研修」について、都と区市町村、団体でどのように分担して取り組んでいくべきか、これが一つ。それから、もう一つは、保育士のキャリアパスの仕組み、こういったものをどうやって効果的に考えていくかということが一つ。それから、事業者みずからが第三者評価を受審する、その辺の促進をどのように取り組んでいくか。この3点を挙げております。

次のページでございます。

保育所の居室面積調査結果、これは実は平成22年12月に東京都の児童福祉審議会で設備・運営基準に関する検討を行っていただいたときの資料をそのまま転用しております。

ここにおきましては、参考でございますけれども、1のところ「児童1人当たり居室面積」という表がございます、右のところに合計欄がございます、ここに年齢別に今の1人当たりの面積、定員・入所ベースでございますけれども、例えば、0歳児を見ていただくと、5.86平方メートル、5.75平方メートルというところがございます。これを2番の都の基準面積、0歳、1歳は3.3平方メートルでございますが、これに合わせると、どれぐらい、あと、子供たちが入るかというところで、例えば、0歳のところは4,700人入るといふようなところを、当時、資料として出しておりますので、ご参考に見ていただければと思います。

次のページに参ります。

最後でございますが、「保育料について」でございますが、これも一つの視点として見ていただくよう、用意いたしました。

1のところ、「都内区市町村の保育料」でございますが、今、都内の認可保育所の平均保育料は約1万7,500円ということでございます。一方、国の保育料徴収基準額で算定いたしますと3万6,000円ということで、この差につきましては、区市町村が独自に利用者負担の補助を行っているという形になっております。

それから、2番目のところで、保育料徴収単価の比較で、所得階層別にとっているわけでございますが、最も高い階層の単価を挙げてみました。例えば、3歳未満児、国基準ですと10万4,000円まで取っていいというところですが、都内の平均は5万6,000円。そして、他県はどうかというと、神奈川県では、例えば、横浜市が7万7,500円、相模原市が6万1,000円ということで、都内の平均は他県から比べても低いと、最も高い階層で比べた場合ですけれども、そういう結果が出ております。

それから、その下のところ、運営経費の例も挙げてございます。これは一人の子供に対してどのぐらいの経費がかかるかというところで、例えば、3歳未満児でいきますと、A区ですと24万9,000円、0歳児でいくと34万5,000円かかるんだと。各自治体において、これは公表ベースですけれども、ちょっと違いはありますが、参考に、これだけの経費がかかっているというところでございます。

論点といたしましては、一番下のところでございますけれども、保育サービスの拡充に当たっては、コストについてもあわせて議論すべきではないかということと、あとは、利用する施設種別が異なっていたり、在宅子育て家庭、それから、保育サービスを利用する家庭であるかにかかわらず、投入される公費は可能な限り公平であるべきではない

かという論点を挙げてございます。

以上、保育関係でございます。

○主任指導主事 続きまして、資料6、「幼保の連携と小学校への円滑な接続についての都教育委員会の取組」という資料をごらんください。

私は教育庁指導部主任指導主事の市川と申します。よろしくお願いたします。

東京都教育委員会における就学前教育に関する取り組みについてでございますが、今、「東京都教育ビジョン」というものに基づいて行っております。「東京都教育ビジョン」とは、東京都における子供たちの教育をめぐる課題と今後の取り組みの方向について、都教育委員会が示したものでございます。

まず、資料左上の囲み、「取組の背景」というところをごらんください。

「東京都教育ビジョン」を策定したのは平成16年当時なんですけれども、このころ、いわゆる「小1プロブレム」と呼ばれる状況が全国的にも広く話題になっており、都教育委員会としても、重要な教育課題の一つとして、就学前教育と小学校教育への円滑な接続に向けて、取り組みを開始したところでございます。それを受けて、都教育委員会では、小学校第1学年の学級において、入学後の落ちつかない状況が解決されず、授業の規律が成立しないような状況が数カ月わたって継続する状況のことを「不適応状況」というふうに表現いたしまして、平成21年度から平成24年度にかけて、調査を継続的に実施しております。

この資料にはデータはないんですが、いわゆる「小1プロブレム」、東京都教育委員会は「小1問題」と表現しているんですが、この実態について、ちょっとお時間をいただいてご紹介したいなというふうに思います。

本日はご紹介するのは、平成24年に都内公立小学校の全校長を対象として実施した調査結果の一部について、口頭でちょっとご紹介したいと思います。

まず、平成24年度4月から11月までの間に、小学校第1学年児童に不適応状況が発生したと回答した校長については、約20%でございました。つまり、都内小学校のおよそ5分の1の学校で不適応状況が発生しているということがわかりました。また、この不適応状況が発生した小学校のうち、7割以上の学校で、11月の調査時点でもその不適応状況、落ちついた状況になっていない、不適応状況がおさまっていないということがわかりました。

具体的に、どういったことが小学校1年生の中で見られたのかと申し上げますと、例

えば、授業中、勝手に教室の中を立ち歩いたり、教室の外へ出ていったりするというのが一番多く、これは不適応状況が発生した学級の6割以上の学級で見られています。ついで多かったのが、学級担任の先生の指示どおりに行動しないというような項目でございました。

さらに、この調査では、その原因についても各学校に聞いているんですけども、一番多かった回答が、児童に耐える力、耐性ですね、それが身につけていなかったことでもございまして、これは実際に不適応状況が発生した学級の7割以上で、こういった原因ではないかというふうに言われております。

続きまして、資料に戻りまして、都教育委員会における取り組みについて、幾つか具体的に説明したいと思います。

東京都教育委員会は、都内国・公立幼稚園、それから、公立保育所及び公立小学校を対象とした指導資料等の作成、それから、それらの普及啓発及び活用の推進を行っております。

本日は、資料の中段をごらんいただきたいんですが、一番左の囲みのところに、平成21年度から平成24年度の取り組みを載せております。黒いひし形の記号があるんですが、その一番上をごらんいただきたいんですが、「就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムの開発・配布」と記載しました。この就学前教育プログラムと就学前教育カリキュラムの2点が、都教育委員会の就学前教育に関する考え方や方向性の柱というふうに位置づけております。

具体的に申し上げますと、まず、就学前教育プログラムとは、就学前教育と小学校教育との円滑な接続のために、年長5歳児の1年間に焦点を当てて、幼児と児童の交流であるとか、保育士・教員の連携、それから、保護者への理解啓発などについて、どのようにするとよいか、具体的な方策を記載した資料でございます。それから、もう1点、就学前教育カリキュラムというものなんですが、こちらは就学前教育施設における保育・教育課程に当たるものでございまして、生きる力の基礎を育むために乳幼児期に経験させたい内容を、0歳児から5歳児の発達に応じて具体的に記載した指導資料でございます。あわせて、小学校入門期における指導についても記載しております。

このほか、その下に黒いひし形で幾つか項目を掲げているんですが、これらにつきましては、例えば、モデル地域での実証研究事業や就学前教育カリキュラム活用ハンドブックの作成・配布などを記載しておりますけれども、こちらについては、先ほど申し上げ

げた、二つの指導資料について、普及・啓発を図っているというようなものでございます。

さらに、この資料の右側のほうに行きますと、平成25年度、平成26年度と記載しておりますが、こちらも引き続き、指導資料の普及・啓発、それから、活用の推進について取り組んでいるということを記載しております。

さらに、この資料の一番下のほうをごらんいただきたいんですが、東京都教育委員会では、例えば、幼稚園教育理解推進事業、これは文部科学省と連携した事業なんですけれども、こういった事業など、保育士と教員が一堂に会して学ぶ機会を多様に設け、就学前教育の質の向上、それから、就学前教育と小学校教育との円滑な接続の推進に向けて取り組んでおります。

説明は以上でございます。

○調整担当課長 それでは、引き続き、資料7「東京の私立幼稚園」について、説明申し上げます。

私は私学部調整担当の野口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私立幼稚園は、建学の精神に基づく個性豊かな教育活動を積極的に展開しています。東京の幼稚園の特徴につきましては、第1回の子供・子育て会議でも説明させていただきましたけれども、都内では幼稚園の8割が私立であり、全国と比較すると私立幼稚園の占める割合が高いということがおわかりいただけると思います。また、私立幼稚園の設置者は、東京では宗教法人立、個人立の幼稚園が合わせて4割程度あり、学校法人立以外の設置者の割合が高いことが特徴となっております。

その下のグラフをごらんください。右側の棒グラフのところですが、就学前児童の幼稚園就園率をごらんいただきますと、5歳児の約6割は幼稚園に就園しているなど、全国に比べて教育ニーズが高いことが特徴となっております。

資料の右側をごらんください。東京都がこれまで私立幼稚園に対して行っている支援でございます。教育条件の維持・向上や、経営の健全性を高めることを目的として、運営費の補助を行っております。また、私立幼稚園における特別支援教育の振興・発展を図るための支援や、私立幼稚園が教育機能や施設を地域に広く開放することを促進するため、地域教育事業への支援などを行ってまいりました。さらに、保護者の負担軽減のための支援ですとか、園舎の耐震化に対する支援、教職員の資質向上を図るなど、人材育成に対する支援などを行ってまいりました。

続きまして、資料左側の下段をごらんいただきたいと思います。こちらは「私立幼稚園の子育て支援への取組み」ということで記載しております。具体的には、ごらんのとおり、預かり保育の実施状況をまとめてございます。右側の表のとおりでございますけれども、通常期においては9割近くの幼稚園が預かり保育を実施している状況でございます。また、その下の棒グラフをごらんいただきますと、実施時間も比較的長い状況が見てとれるかと思えます。一方、春休み、夏休み、冬休み等の長期休業中も預かり保育を実施している幼稚園は、表に記載のデータのとおりでありまして、その取組みを促進するために、今年度、預かり保育推進補助の充実を図っております。

預かり保育推進事業の充実につきましては、右側、「26年度の取組み」に記載のとおり、一つは、年間を通じた預かり保育の促進、それから、もう一つ、年間一定日数以上の預かり保育の促進ということで、2本立ての大きな柱をもちまして、補助単価を増額するなどの取組みを強化しております。

また、その下、新制度へ向けた東京都の取組みでございますけれども、新制度施行に向けて、私立幼稚園の選択肢がある中で、新制度の移行を考えている幼稚園に対しては、区市町村と連携して円滑な移行を支援してまいります。それとともに、私学助成にとどまる意向の幼稚園に対しても、従来どおりの支援を行うなど、地域の状況等を踏まえて支援を行ってまいります。

資料7については、以上でございます。

○柏女部会長 説明は以上でしょうか。

それでは、「幼児期の学校教育・保育の充実」について、意見交換をしていきたいと思えます。

なお、今、説明がありましたように、教育・保育ニーズに関する量の見込みについては、少し先になるということで、別途、議論の機会が設けられる予定になっておりますし、また、人材の確保・資質の向上についても、本日とは別に議論する機会を設けるということで、もちろん、当然、その意見を全く出さずにはいけないということではありませぬけれども、別の機会が設けられるということです。

また、幼保連携型認定こども園の基準については、別の部会のほうでも議論がなされております。

こうしたことを踏まえて、きょうは、事務局から論点として説明のあった事項を参考にして、幼児期の学校教育・保育について幅広く検討することにしたいというふうに思

います。

まず、この議題に関して、先ほど、冒頭に事務局のほうから説明がありましたように、溝口委員から意見書が提出されておりますので、恐縮ですが、溝口委員のほうから、最初に、ご意見の説明をちょっとしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○溝口委員 すみません。そういうこととは知らずに、意見書を出しました。

前回会議の場面でも、柏女先生のほうから、途中で気がついたことがあれば、事務局のほうへということでしたので、遠慮なく出させていただきました。

3点書いてありますが、これは全部、一遍に今言ってしまったほうが……。

○柏女部会長 そうですね。簡単にご説明いただければと思います。

○溝口委員 では、時間もない中なので、意見書のほうを見ていただきながら、簡単にご説明だけ申し上げます。

1番目ですが、今、冒頭にありましたように、教育についてなんです、私も現場にしながら、教育というものが、今回、一体何を指して「教育」と言うのかがいまだによくわかっていない状況でございます。教育基本法に定められるような「教育」であるのか、それとも、学教法の中の「教育」であるのか、整頓する必要もないのではないかと、というご意見もあるかと思いますが、今、事務局の説明の中もありましたが、0歳から就学前、もしくは教育基本法を鑑みましたら、生涯にわたって教育が必要だということだと思っております。

そのような中で、今回の新しい制度なんです、ちょっとうがった見方をすると、3歳からが学校教育、もしくは保育のほうは学教法に位置づけないと言いつつも、「保育所保育指針」というものでは幼稚園教育要領と同等、告示で同じということに、現在、平成20年からなっておりますので、そこは学校教育に基づくような教育だと。片や、0、1、2歳児ですね、それから、家庭、それから、社会的養護等の子供たちについては、これは教育ではないとなってしまったのではいけないと思っております。

新しい制度の問題点としては、3歳から下が何か託児化してしまうんじゃないかなという懸念を持っておる次第でございます、東京都の取り組みの中でもそのようなことがないように、0から就学前、もしくは生涯の人格形成や生きる力をつけるための教育というものが行われるような仕組みであるという確認をしたいと思っております、学識者の先生方もたくさんいらっしゃいますので、「教育」という論点をちょっと整頓し

ていただけたらなと思っておる次第でございます。

すみません、わかりにくいかもしれませんが、意見書のほうを見てください。

2番目なのですが、きょうの事務方の論点にも幾つかありましたが、「東京都認証保育所制度」に限らせていただいて、お話しさせていただきたいと思います。

今の資料の中にもありましたが、かなりの数の認証保育所利用者がいるということです。それから、件数でいうと、今、700件を超えているんでしょうか、件数もかなりの数になっておるということでございます。

その中で、論点1として、今の資料の——資料というのは私の意見書のほうの2の中の論点1なのですが、「認証保育所に入所する児童は、給付認定はされるが給付を受けることはできない」ということになる。この矛盾をどう我々は捉えていくべきのかなということでございます。幼稚園に限りましては私学助成という形で公費が入るわけですが、認証保育所に関しては国費の公費が入りませんから、その意味でも、どのように捉えていくかということが一つの論点じゃないかと思っております。

改善の方法は、皆さんのうちの中で幾つか出していただきながら、ぜひとも何かいい形で差異が生じないような形になるといいと思っております。一応、読み上げますと、改善方法1、「認証保育所、認定こども園への移行促進」ということで、「基礎自治体のニーズ調査により保育の必要な地域において、認可保育所としての認可・確認が取れる園については認可保育所に移行することにより、利用児童は給付を受けることが可能となる。何らかの理由（例えば参酌する基準に満たされないなど）認可保育所の認可・確認を受けられない場合においても、地方裁量型認定こども園としての基準を満たす場合には、地方裁量型認定こども園に移行することで利用児童は給付を受けることが可能になる。よって、認可保育所及び認定こども園への移行が可能な施設については、移行を促進する必要があるのではないか」ということを提案したいと思っております。

それから、改善方法2、「東京都単独施策」としての方法ということで、東京都認証保育所として今後も保育を行いますよと。並行して、今後も、平成27年からも認証保育所制度は残すという、事務局の回答をいただいております。

ただし、論点1の矛盾、そこは解決できないということです。そこで、認証保育所と小規模保育の併設型というものができないのかなというふうに提案させていただきたいと思っております。「19人以下の0歳児から2歳児部分は、地域型給付による小規模保育として保育を行うことで、利用児童は給付を受けることが可能になる。運営に資する経費

は、公定価格による小規模保育として支出され、保護者負担金も応能負担となる。3歳児～就学前児童については、東京都単独施策としての認証保育所制度として運営する」と。

ただ、問題点としまして、「3歳児～就学前児童については、論点1の給付認定はされるが給付を受けられない状況は改善できない。そこで、運営に資する経費の内、保護者負担金については応能負担、もしくは基礎自治体による認可保育所利用者負担軽減分、1号給付認定については私立幼稚園修園奨励費と同等の利用者補助を基礎自治体に義務付けることで、保護者の利用料負担を軽減してはどうか」という提案をさせていただきたいと思っております。

現行でも、区市町村によっては保護者利用の経費を支出している区市町村がございます。ただ、ない区市町村も大多数ございます。同じ給付の制度、それから、消費税を財源にする中の同じ制度の中で、利用する場所によって差異が生じるということはあってはなりませんので、このあたりをどのようにお考えになるかということは非常に大事な論点じゃないかと思っております。

3番目ですが、これはもう雑駁ですけれども、「母子福祉資金貸付制度等の柔軟な運用」ということで、新しい制度になるわけですが、「既存の制度をより使いやすいように運用することで、新たな取組みのみでなく子育てしやすく子供がより育ちやすい環境を構築していくことも必要ではないか」ということで、既存の制度をもう少し柔軟に運用したらどうかという提案なんです。

実例としまして、私がいるあきる野市ですが、昔は母子及び寡婦福祉法になるんですかね、母子の貸付金という形で転貸の資金貸付等がございました。母子家庭等が転貸する場合に、経費がない場合、貸し付けをしていただくということになっておりまして、基礎自治体のほうに相談に行きます。相談に行くんですが、基礎自治体のほうは貸し付けをしません。理由は、東京都の貸付金ですが、区市町村が窓口になることで、実際には、貸付金ですから、回収をきちんとしない限りは、回収率を上げない限りは貸せないんだと。東京都のほうもかなり厳しい回収をかけてくるということで、貸せないよということで、ほとんどお金を持ちながら、うまいこと仕事があって、いくような人には貸し付けができるんですが、あした困るといような方には貸し付けができないんです。

私のところの実例で、3日間、車の中で過ごした母子の家庭、ただ、離婚が成立していませんから、お父さんはどこかにいるということで、その家庭は冬の寒い日に3日間、

たしか1歳か2歳の子供と車の中で生活しているんです。その実例を持って市役所のほうに行っても、動きようがないということなんです。こんな実例は、この東京都、1,300万人もいれば、いっぱいあるんじゃないかと思うわけです。

ですので、既存の制度をもう少し柔軟に運用することによって、新しい制度と並行しながら、より子育てしやすいような社会づくりができるんじゃないかということで、これもあわせて提案させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。

最初の教育の考え方についてですけれども、私なりの考え方を申し上げたいと思いますが、溝口委員ご指摘のとおり、「保育」という行為は、児童福祉法において「養護及び教育を行うこと」というふうに明確に規定がなされています。したがって、きょう議論する「教育」というのは、教育基本法の中のいわゆる幼児期の教育ということに当たりますので、今、保育所層における0歳児からの教育、それがここに該当するというふうになるかと思います。そして、「学校教育」というふうに今回は事務局のほうで整理していただいておりますけれども、これは幼稚園や幼保連携型認定こども園における幼児期の学校教育ということになるかと思います。きょうは「教育」と言った場合、この両方の「教育」の議論をしていくという形になるだろうというふうに思います。

それから、3点目の「母子福祉資金貸付制度の柔軟な運用」についてという件ですけれども、これについては、第1回目の部会で整理させていただきましたように、ひとり親家庭自立支援計画を東京都が策定するというようになっていて、それもこちらの会議でまた議論するという形になりますので、いただいたご意見は、事務局のほうで、このひとり親家庭の自立支援計画を策定するための検討会、別途設けられる、そこに伝えていただいて、そちらで詳細に議論していただいた上で、また後日、こちらに全体を合わせる段階で提起していただくと、こういう形にしたいと思うんですが、溝口委員、それよろしいでしょうか。

○溝口委員 結構でございます。

○柏女部会長 それでは、そのような形にさせていただきたいと思います。

それから、認証保育所制度固有の問題については、これはちょっと私では何ともできませんので、事務局のほうからご説明を簡潔にお願いしたいと思います。

○保育支援課長 認証保育所関係で、3点のご意見をいただきました。

まず、最初の点につきまして、認可保育所・認定こども園への移行を促進するというところでございますけれども、これにつきましては、もう既に、現在、都は国の安心こども基金を活用いたしまして、移行支援のさまざまなメニューを用意してございます。これが一つ目。

それから、二つ目につきましては、小規模保育との組み合わせの話でございますけれども、これは一つの工夫であるとは存じますけれども、小規模保育につきましては、連携施設につきまして、保育所、幼稚園等々に限られているとか、その辺の課題がございますけれども、必要に応じて可能かどうか、これを含めて検討してまいりたいと思います。きょうはご意見として承っておきたいと思います。

それから、3点目につきましては、利用者負担の軽減についてでございますけれども、これは現在、幾つかの自治体で、認可外保育施設につきましても利用者の負担軽減を行っているところがございますけれども、これはあくまでも自治体の独自の判断によるものでございます。それから、認可保育所の保育料につきましては、それぞれの自治体が、今、議会の議決を経て定めているものでございまして、こうした点を踏まえまして、区市町村に対して、都が負担軽減の補助の実施を義務づけるということとはできないような状況でございます。

以上、3点でございます。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

○溝口委員 わかりました。義務づけはできないということもわかりますし、地方分権の流れで、実際は難しいでしょうし、児童福祉法の第24条というところもありますので。ただ、実際に東京都下の区市町村によって利用者の差異が生じていることだけは、確認として認識をお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの意見に限らず、委員の皆様方から自由にご発言もお願いしたいと思います。地域子育て支援も進めなければならないので、約30分ほど、これについて、保育について時間をとらせていただきたいと思います。19時15分ぐらいまでをめぐりにお願いできればと思います。

事務局とやりとりをしていますと、多くの方にご発言いただく時間が減ってしまいますので、恐縮ですが、ご質問事項についての事務局のほうからのご回答は、この議題の最後の段階でまとめてお願いするという形にさせていただきまして、できるだけ多くの

方からご意見を賜りたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。どなたからでも結構ですが。

では、駒崎委員。恐縮なんですけど、ちょっと名札をこちらに向けていただくと。どうも老眼で、遠くのほうが見えにくいので、ご迷惑をかけるかもしれませんけれども。よろしくお願いいたします。

○駒崎委員 全国小規模保育協会理事長の駒崎です。幾つかあります。

まず、この会議の進め方全体に関してなんですけれども、今回、非常に有意義な、充実した資料が出されていると思うんですが、精査してペーパーをつくってくるというふうな作業をしたほうが、ここで全て言うよりも、皆さんの頭の中に入りやすく、事務局にも伝わりやすいかなというふうに思うんですね。私は国の子ども・子育て会議の委員もしておりますけれども、レク等が事前にありますと、資料のシェアがあって、それを踏まえてペーパーをつくるというような形になっているんですが、今回、そういうのは全くなく、かつ、これは全部をしっかりと送っていただいたか、ちょっと記憶がないんですけれども、見ていなかったような気がするんで、希望者だけでいいので、ぜひレク等をしていただけますと、それを踏まえた事前準備、ペーパーの準備ができるので、うれしいなと思いますので、ご検討いただけるよう、事務局サイドにお願いしたいというふうに思っております。

そして、全体的に、この幼児期の学校教育・保育の充実についてという部分なんですけど、私、国の会議に出ておりますが、ぼちぼち公定価格のほうが出てまいりました。まだ仮単価ということではあるんですけれども、やはり7,000億円が投入されるわけなんです。そうなったときに、これまで都が持っていた独自の補助という部分に関して、ある意味、浮くと。国が出してくれるので、都が出さなくても済むようになるという部分もあったりするわけなんです。例えば、3歳児の配置基準の改善とかという部分に関して、都は出していたりすると思うので、そういうのがなくなる。その分がなくなると、うれしいなということで、その分の額を撤退してしまうということではなく、浮いた部分に関しては、これまでなかなか投資できなかった部分に対してきちんとお金をつけていくということをぜひ検討していただきたいというふうに思っております。東京都の保育政策は非常に素晴らしい施策をこれまでしてくださっていましたが、完全に全ての子供たちをきちんと網羅しているというわけではないので、少しでも厳しい環境にある子供たちに再配分していただきたいというふうに思っております。

同時に、国基準で7,000億円入るんですが、今の仮単価だと都の中では運営が厳しいというような事業があります。例えば、今回、新たに創設された地域型保育に関して、小規模保育等は仮単価が出てきていますけれども、かなり厳しい内容になっています。なぜならば、都の地価、家賃単価というのは、全国基準に比べて相当高いわけなんです。ですから、3LDKのマンションなり、一軒家を借りるとなると、20数万円がやっぱりかかってくるにもかかわらず、実際に国のほうでカバーされるのは、今、提示されているのは2万程度なんです。これでは全く運営ができないわけなんです。こうした部分に関して、都が現実の単価と比べてみて、なかなか国単価では厳しいだろうというところに関しては自治体とともに上乘せ補助をしていくことによって、この足りないニーズの部分をしっかり埋めていくというようなことをぜひご検討いただきたいというふうに思っております。

これが全体的な部分でした。

個別のところに移っていきたいと思います。

まず、病児保育に関して、資料5に書いていただきました。論点に関してはおおむね賛成なんですけれども、ごらんいただきたいのが、病児対応、病後児対応、体調不良児、非施設型とありますが、非施設型の実績が1件もありません。こうしたことは、非常にもったいない、国でせっかくメニューがあるにもかかわらず、全然利用されていないというのは大変もったいないことであろうかなというふうに思います。

特に東京都は、日本で最もベビーシッター会社等が集中してビジネスをしている土地です。にもかかわらず、そうした資源を使わずに、病児保育を施設型のみで行おうとしている時点で、既に構造的な無理があります。小児科しかできない病児保育の施設をつくって、全てのニーズをカバーしていこうというのは、これはどだい不可能な話です。きちんと非施設型も交えて、病児保育のニーズをカバーしていくようにしていただきたいというふうに思っております。

病児送迎サービス等ということで、東京都独自のメニューもつくっていますけれども、こうしたところに、きちんとベビーシッター会社や、さまざまな訪問型の保育事業者を巻き込まなければ、絵に描いた餅になってしまいます。これまで都独自のさまざまな病児保育事業をしておりましてけれども、どれも芳しい成果を上げていないというふうに理解しております。ここはきちんと病児保育の施設及び非施設型事業をやっている事業者にはヒアリングを行っていただいて、事業を構築していただきたいというふうに強く望

むわけであります。

また、さらに、病後児保育の稼働率が16%というのは、84%は空気を預かっているというような状況にあります。これは幾ら何でも使い勝手が悪過ぎる。ここの部分が税金の無駄になっているならば、病後児保育事業をしているところに医師が往診して病児も預かれるようにしたりであるとか、あるいはテレビ電話で病院とつないできちんと安全を担保するなどの工夫を都独自の事業として入れ込むことによって、病後児でも幅広くお預かりでき、そして、稼働率が上がっていくというふうにしなれば、使い勝手も悪いままで放置されてしまうということが起き得ます。

ある事例を挙げましょう。ある区のある病後児保育施設は、「37度5分以上の子供は預かりません」という貼り紙を貼っていました。これはばかげた話で、37度5分以上の子供を預かるのが病児保育にもかかわらず、そうしたことがまかり通ってしまっているという現実があります。ですから、そこはきちんと、使われていない病後児保育をリフトアップするような政策を行っていただきたいですし、そうじゃなければ、そうしたところには補助しないということも、また必要なのではなかろうかなというふうに思っております。

また、次のページに、保育所居室面積調査というものが書いてあります。これは国の基準を緩和し、都の独自の面積にすれば、もっと子供が入るんじゃないかと、入れ込めるんじゃないかというお話だと思います。3.3平米から2.5平米にすれば、もっと子供を預かれるというようなお話だと思います。

しかし、ここで私は提言したいというふうに思います。保育の質を下げずに量を拡大しませんかということ。確かにまだまだ入るでしょう。どんどん入れ込めばいいというようなことはあるかもしれませんが、しかし、その分、やはり子供がぎゅうぎゅう詰めの中で保育されなくてははいけませんし、ぶつかってしまったりであるとか、あるいは保育者の目が届かなくなったりするということで、保育の質が下がってしまいます。そこに無理くり、今ある施設に詰め込むということをせずに、きちんと量をふやして行って、待機児童を解消するという方向で議論できたらいいなというふうに思っております。そのための地域型保育なわけなんです。小規模保育はそのために作り出されたものです。

東京都では、一方、空き家問題等があるわけなんです。そうした不動産があるのであれば、そこで小規模保育なりをつくって行って、量を拡大していけばいいので、ぜひ、今あるところにどんどん入れていこうではなく、量をふやしていこうという発想で議論

していただきたいというふうに思っておる次第であります。

そして、先ほど、地域型保育の中で小規模保育と申し上げましたが、ここの論点のところ、2ページ目の「保育サービスの拡充」というところであります。どんどんふやしていきましてということで、非常に立派だなというふうに思う一方で、大都市の保育ニーズは「認可保育所だけでなく、認証保育所、家庭的保育、定期利用保育など、さまざまな保育サービスが利用されている」ということなんですけれども、新たな子ども・子育て新制度においては、認証保育所や家庭的保育だけでなく、居宅訪問型保育であるとか、あるいは事業所内保育という地域型保育のサービスも追加されますので、そこもきちんと念頭に入れた上で組んでいっていただきたいなというふうに思います。

ニーズ調査だと新たな制度というのはなかなか出てこないんですけれども、そこに対して、ニーズがないからというふうにやるのではなくて、適切な形でこちら側からインフラをつくっていくということも必要かなというふうに思います。特に居宅訪問型は、慢性疾患児や、あるいは障害児など、これまで集団保育ではお預かりできなかった子たちのおうちに行ってあげることによって、そうした子供たちにも保育の光を当てられるような制度ですので、それは既存のニーズ調査からはなかなか出てきづらい部分がありますので、そうしたところも都としてはぜひお忘れなく整備していっていただきたいというふうに思う次第でございます。

保育料に関して、都がかなり持っていますよというようなお話に関してなんですが、これは大切な論点かなというふうに思います。今、自治体においては、国の区分以上の区分をして、かなり複雑化している部分があるかと思えます。そこで、国のところに合わせるように、段階を選定する。そして、高所得者層からある程度取ることによって、全体のコストをバランスさせていくという観点も必要ではなかろうかなというふうに個人的には思います。しかし、そのかわりに、経済的に厳しい状況にある方々や厳しい環境にある子供たちにはより多く再配分をするというような形で、もっと傾斜をつけるべきかなというふうに個人的には思っております。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。全体にわたって貴重なご意見をいただきました。

では、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 私も簡単に。ただ、部会長はこれ以降に議論するということで、これを議論するときにはちょっと準備しておいていただければということで。

一つは、保育ニーズのところなんですけれども、今の駒崎委員ともかかわるんですけども、今回の調査でやる保育ニーズの推計の話と、もう一つ、都の産業労働政策、つまり、女性の就業率を高めていく、女性の活躍拡大というのは、多分、都のほうの産業労働政策のほうでも言っているわけですので、實際上、今後、女性の労働市場参加がどう動いていくのかという、都が持っている推計とうまくこれが整合するような数字になるかどうかですね。ですから、僕は両方を見ていく必要があるなと。こちらだけになると、都で、片方で考えている労働政策と合わないというのはおかしな話ですので、ぜひその辺は次回検討するときには見ていただければと。これが一つです。

もう一つは、保育士の養成のほうですけども、保育ニーズのピークが、東京都の場合、いつなのかということなんです。これもぜひあわせてやっていただいて、保育士の養成のほうで、今度は働く側からすると、やはり生涯の仕事の選択なんです。あと、5年後がピークだというようなことであるとすると、保育士を選んでください、では、その後はどうするんですかということ、僕はきちんとやるべきだというふうに思いますので、保育の方たちは余り議論しないんですけど、僕はそっちのほうに専門なので、やはり保育のニーズがいつごろなのかということをあわせて、あと、保育士を養成した後、どういうふうなキャリア転換を考えるかということ、少し先を議論しておかないと無責任なことになるかなということですので、ぜひそのことも、次回、資料を出していただければと。一つ、お願いします。

○柏女部会長 ありがとうございます。実態とか調査からの視点だけではなく、政策的な観点からも保育ニーズのことを論じようということだと思います。とても大切なお指摘だと思います。ぜひ次回以降は議論するとき、そうした視点も踏まえた上で、資料を出していただいた上でしっかり議論したいと思います。本当にありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、安念委員、お願いします。

○安念委員 ちょっと前の会議が長引いてしまって、遅参してしまいまして、申しわけございませんでした。

ちょっと教えていただきたいんですが、この資料、保育料というところがございしますが、まず、この算定の仕方なんですけれども、都内区市町村の保育料とあって、都内認可保育所とありますので、間違っていたら教えていただきたいんですが、これは公立も私立も全部押しなべてということであるのかということです。その場合、もしそうであ

るとすると、なぜその平均がとれるのかがちょっとわからない。

というのは、私立の場合は、当然のことですが、民間の経営ですから、コストの中には資本コストが入っていると思うんです。例えば、減価償却費であるとか、銀行からの借入れの金利といったものが乗っかっているはずなんです。それは公立の場合にはどうなのでしょう。それと同じものを算定することはできますので、それも、だから、私立と同じように、そうした資本コストも乗った上で、公立も算定し直して出ているのか、それとも、逆に、私立のほうもそういう資本コストはないものとして、それは度外視して算定して同じにしているのか。それとも、ひょっとすると、公立は資本コストはなし、私立は資本コストを入れてのコストというふうに考えているのか。これをまず第一に教えていただきたいのです。

それと、もう一つは、平均保育料が1万7,500円というのはちょっと私は非常な驚きで、全くコストをカバーできていない料金の設定というのは、どうしてこうなるのだろうかと思います。つまり、幼児からもう完全に義務教育化するというようなフィロソフィーがあるのなら、それは全然別問題ですけれども、これは何でこうなるのかがちょっとそもそもわからない。とても不思議な感じがします。

申し上げたいことはこういうことです。まず第一に、待機児童が出る一つの理由は、もしこの数字が正しいのだとすると、安過ぎるからです。つまり、人工的に超過需要をつくり出してしまっているわけです。だから、安過ぎるから超過需要が出るのは、これは当たり前の話です。次に、このやり方をとっていると、これは私、前回は申し上げたかもしれないが、運のいい少数の人をますますハッピーにして、この認可保育所に入れない不運な人をますますアンハッピーにしているわけです。これは私は非常に大きな不公正だと思います。また具体的な数字で議論する機会があったら、したいなと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ご回答については、最後の段階でもよろしいでしょうか。

○安念委員 結構です。

○柏女部会長 ありがとうございます。ご意見はとても貴重なご意見で、頂戴いたしました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。小原委員ですね、お願いいたします。

○小原委員 公募委員の小原です。

保育ニーズの話で、素人の直感的なもので申しわけないんですけども、私の周囲で

は、やはり保育園に入りたいという方で、いつから預けたいのと言うと、0歳と皆さんお答えになりますけれども、もう少しよくよく聞くと、1年ぐらいは育休をとりたいけれども、1歳から保育園に入れるというのはとても難しいので、0歳児のうちに保育園に入れてしまいたい。または、認証保育でもいいから、とにかく預けているという実績をつくって、認可保育園の入所のための点数を稼ぎたいというようなお話をすごく聞きます。

そういうところで考えると、このニーズ調査というところでどのぐらい、本当のニーズといますか、ただ預けたい年齢はいつかと聞けば、皆さん0歳と答えるけれども、本当はどうしたいのかというところを聞いて、もし1歳からの入所というのがもうちょっと拡大されて、それができるという前提があれば、皆さん0歳からこんなに預けないかもしれないというふうに私は思いました。資料を見ても、0歳のコストというのが一番高いわけですし、そのあたりをもうちょっと、もし本当は預けたくないのに、入れないから0歳で入れている人が大多数いるとすれば、何とかなるんじゃないかなと思うことが1点。

それと、保育所、幼稚園に預ける前の時期のお母さん、お父さんの過ごし方というのが、その後の子供の育ちを見る目みたいなものが育つ時期でもあるんじゃないかなと思っています。余り早く施設に預けてしまって、自分の子供が育つ場面というのを見る機会が減っていくと、やはりその後の育ちを考える場面も減ってしまうんじゃないかなというふうに、私は子育てひろばなどをやっている実感からも思っているので、1年ぐら育休がとれて、その間は地域とつながってというふうな、理想論ですけれども、そういうことができるようになるというふうな、聞いていて思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。自治体によっては、やはりこのニーズ調査だけの数字ではわからないので、インタビュー調査をさらに加えてやっているようなところもあると思いますので、各区市町村から集めていただいて、何か補正をかけているんだろうと思いますので、その補正の中身に、インタビュー調査をしたり、細かく、今、小原委員がおっしゃったようなことを勘案しているようなところがあれば、またその議論のときに紹介していただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。では、福井委員と、それから、久住委員でしょうか、お願いいたします。

○福井委員 公立幼稚園の園長会の福井です。

私は、学校教育の充実という点について、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

先ほど、小学校は「小1プロブレム」が起きるということがありまして、幼稚園、保育所から小学校へ円滑に進めていくことがすごく重要だというお話があったと思うんですけども、これからこども園になってきたときに、今まで小学校へ資料を提出していない先生方が抄本を書いたりとか、そういったことをして、小学校に一人のお子さんがどういう育ちをして、幼稚園を過ごしてきたか、保育園を過ごしてきたか、それを小学校以降の教育につなげていただくために抄本というものを書くんですけども、そういったところが手薄になっていくのではないかと思うんですね。日々の保育を積み上げていって、その子がどういう気持ちで、どういうものに関心を持ち、どういうものを身につけて小学校に上がっていくか、そこのところを丁寧に連ねていくことで小学校以降の教育にも力を発揮していくことができると思うんですけども、何せ慌ただしくこども園化になってしまうと、そこらあたりで先生たちの戸惑いというのが非常にあって、今でも保育園のほうから幼稚園に移られてきた方が、抄本を書いたりとか、日々の記録をまとめたりするところでも戸惑っているところがあると思うんですね。

やはり教育の充実というのは日々の積み重ねだと思いますので、先生方の力量をどこまで上げられるか、それから、どういうことを通して、勉強の場、学びの場が先生たちに持てるのかということにも費用が入ってくると、学校教育、保育も充実していくのではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。では、久住委員、お願いいたします。すみませんでした。

○久住委員 文京区から、今回替わって出てまいりました、久住と申します。

資料4の今回の「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」の視点について、二つの視点から、ぜひ、この計画の中に視点として盛り込む、もしくは取り組みとして何らかの制度設計ができないかということについて、お話しさせていただければと思います。

今回のニーズ調査の中で、文京区の中でも、いわゆる2号認定、3歳以上で保育の必要性の高い人たちの希望の中に、教育的な取り組みをしてほしいというニーズが非常に大きいんですね。資料第5号の中で、保育の質確保・向上の中でご説明いただいたように、保育所の保育指針、厚生労働省の告示の中でも、幼稚園の教育要領等、遜色のない取り組みは行っているわけですね。

ところが、なかなか保育所の中で教育という観点が認識されていなくて、どうしても、ここの施策の方向性の中でも書いてあるように、「幼児期の学校教育」というような言葉の中のイメージの中で先行してしまうものがあって、それは非常に、保育園であったり、幼稚園であったりというところにいる子供たちの視点からすると、3歳以上の子供たちには、東京都においては同じような教育的な取り組みができるんだということを考えて、ビジョンとして示すことと、それに伴うような意識の改革であったり、取り組みの方向性というものをぜひ盛り込めないものだろうかというのを、保育や幼稚園教育に即したより現実的な取り組みというのができないかなというふうに思っております。

もう一つは、幼稚園においても、特に長時間保育のニーズが高まっている中で、長時間の保育をずっと取り組むということについては、これはまさに教育的な側面というよりは保育的な側面が非常に色濃くなっていくということもあって、そういう意味では、教育や保育というものに、先ほど、部会長からもご説明があったように、垣根がなくなっているということもありますので、ぜひ、こういうような、「学校教育」や「保育」というような言葉遣いをしないで、もう少し子供の成長段階における取り組みといった視点の中での制度設計だとか、その制度を運営するための支援の仕組みというものを、この東京都の計画の中にぜひ盛り込んでいただくようなことを、今後、検討できないかなというふうに思いましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。もうお一人、お二人、大丈夫だと思いますが。では、柘澤委員、お願いします。

○柘澤委員 保育部会の柘澤です。

今回、こういう、今、さまざまな委員の方々からお話がありました。そのとおりだと思います。この学校教育・保育の充実というところで、内閣府のほうのリーフレットも配られていますけれども、先ほど来、お話になっているような、学校教育と保育という部分が、ここで、3歳のところで分断されてしまっていることに問題があると考えています。

一般の方がこの新制度の中で、情報がいろいろ錯綜する中で、非常に何か、教育するところは幼稚園と、保育園は保護者にかわって保育する施設というような形で教育的

な部分が弱いと捉えられてしまい、本来、保育園の保育というのは養護と教育が一体になったものだという部分のところは、知っている方には心配ないですが、そうでない一般の方がどのような形で捉えられるのかということと、先ほど、お話があったように、例えば、入園の時期が希望する時期と異なるというような中で、教育の充実という部分のところを検討するのも確かに大事なのですが、一步違った目線で言えば、子育ての見通しが立てるような部分をきちんと示していかないと、何かミスマッチをいろいろな形で起こしかねないのかなと思います。そういう中で、新制度のあり方という部分が、普通の人たちはなかなか認識しづらく、混乱してしまうのではないのかなというところが懸念するところです。

新制度を迎えるに当たって、何か見通しを持った形で相談・支援ができるという部分をきちんと担保しておかないと、不要な混乱を招くかなという気がしてなりません。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、お願いいたします。

○榊原委員 大変遅れてきまして、失礼いたしました。冒頭の説明を聞いていないので、見当違いなことを申し上げたら、お許してください。

3点です。

一つ目が、基礎自治体が主に子育て支援新制度のいろいろな事業に取り組むときに、都道府県、特に東京都のような大きな自治体が一体どういう役割を担うのかという視点からまず整理すると、広域で対応するメリットが明確な分野、それと、もう一つが、高い専門性が求められる分野、ここであろうというふうに思っています。では、具体的に広域対応するメリットがある分野とはどういうところかといったときに、例えば、思いつくのが、保育の質の評価、質の担保をどういうふうに確保していくのかというような観点からの専門性の構築、評価指標の構築といったようなところではないか。それを、質の評価の仕組みと、それから、それを対外的に見える化していく工夫をどういうふうに各自自治体に求めていくのか、各施設に求めていくのか、そこの知恵出しが一つあるのではないかと思っています。

もう一つが、これから多様な保育が急速にふえていく中で、必ず、これまでなかったようなさまざまな事故であるとか、いろいろな不具合が生じてくるであろうというような、移行期のトラブルへの対応が一つあると思います。そのときに、以前も申し上

げたかと思いますが、保育における事故のフォローにどのような視点で臨むべきかというところで、事故の報告であるとか、あるいは検証であるとかといったようなことを、今後、国のほうでも議論することにはなっていますが、いち早く、これだけ子供人口を多く抱え、多様な保育を最も抱える東京都として、早く取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、3点目が、資料5の右上のグラフのところに出てくるんですけども、認可外保育施設の内訳というところで、ベビーホテルが非常に急速にふえているということがこのグラフにおいてわかります。私は数字ではっきり見せていただいたのは久しぶりだったので、ああ、やっぱりこんなに増えているんだという感じなんですけれども、これは、ひっくり返して言えば、これだけ都市が24時間化している中の、夜間の保育のニーズへの対応が遅れているということの証左ではないか。そのところを一体どういうふうに考えるのか。全ての子供に必要な保育、きちっとした必要な保育を届けていこうといったときに、公的に誰も責任を負わないようなところに親と子の責任で預けなさいというふうに放置していくような、こういったような状況が広がっているのかというふうに思います。

このところで、今、都内では、私が知るところ、24時間型の認可保育園は1カ所か2カ所しかいまだにないという、この状況をどう考えるのか。のべつ幕なしに増やしていけばいいということではないですけども、でしたら、若い親たちが夜間に働かないでいいような保障とセットで夜間保育所はつukらない方向をとるのか、もしくは、24時間のバスをつくるというようなことを東京都もおっしゃっていましたけれども、若い労働者を巻き込んで、24時間、まちを運営していくのであれば、夜間保育園を公的な責任でもっと増やしていく必要がある。その議論も必要だと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

まだご意見もたくさんあるのではないかと思います。後から申し上げたいと思います。きょう、ここでご発言できなかった方については、先ほどの溝口委員同様、ご意見をペーパー等でお寄せいただくことをお願いしたいと思います。

幾つかご質問も出ておりましたので、ちょっと事務局のほうから総括的にコメントをお願いできればと思います。お願いいたします。

○保育支援課長 まず、保育関係につきまして、私のほうから少し触れたいと思います。

幾つかご要望もいただきまして、また、疑問点もいただきました。

最初のところで、公定価格に関しまして、都独自の補助がどうなるのかというところでございますが、これはまさに、今後、公定価格が国から具体的に出たときにどうするかというところは、私どもとしてもいろいろ検討していかなきゃいけないと思っておりますが、今の時点では、すみません、この程度のお答えになろうかと思えます。

それから、小規模保育への補助のご提案とかアイデアをいろいろいただきました。この辺のところを踏まえまして、都としてもう一步、何ができるのか、今度とも検討してまいりたいと思っております。

それから、病児保育等につきましても、非施設型の活用等もいただきました。この辺のところも視野に入れて、また、送迎サービス等も含めて、検討の材料とさせていただきたいと思えます。

それから、面積のところはご意見でございますね。

また、居宅訪問型事業所内保育、こうした活用につきましても、新制度で位置づけられているところがございますので、この辺も視野に入れて、都内の保育サービスを考えていきたいと思っております。

そして、負担料のところはご意見ということで承ります。

それから、もう一つ、安念委員からいただきました、保育料の算定方法でございますが、これは区市町村の公表ベースで、この経費につきましては例示として挙げております。公立・私立のところはどういった差があるか、これはちょっと、この後調べさせていただいて、またご報告させていただければと思えます。

あと、小原委員からは、ニーズの内容につきましてですけれども、これは部会長からもお話ししていただいたところがあるかなと思っております。

あと、いろいろいただいておりますけれども、今の榊原委員のところでは、広域性のところ、専門性の高いところ、これは都道府県で担うべきところではないかというところで、こういった視点を踏まえて、私どももいろいろ考えていきたいと思っております。

また、事故対応、それから、ベビーホテル等々につきましても、大切な視点として、これからいろいろ考えていきたいと思っております。

保育関係は以上でございます。

ほかのところは、また事務局のほうからお答えいたします。

○次世代育成支援担当課長 冒頭に駒崎委員のほうから、会議の進め方というか、事前の

レクということですが、今後も部会の前には会議の資料を事前にお送りするとともに、その際に、個別の説明レクをというご要望があれば、できる限りの対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかの部分で、今、一通り保育の関係は西尾課長のほうから答えましたけれども、残り、久住委員の方から「幼児期の学校教育・保育」という、言葉の使い方についてのご意見がまずあったかと思っております。これについて、今回、部会長とも言葉の使い方を整理しようというお話をさせていただいた中で、国の指針の中でも「幼児期の学校教育・保育」という言い方、表記の仕方をしていることから、まずはそれに合わせよう。別に、保育と教育を殊さらに分けて考えると、そういうことではございませんので、おっしゃっていただいた趣旨を踏まえて、今後、計画を策定してまいりたいと思っております。

2点目は、長時間保育のことでしたか。

○柏女部会長 意見だったように思いますので。

○次世代育成支援担当課長 すみません、では、ご意見として承らせていただきます。

○柏女部会長 では、よろしいでしょうか。

○次世代育成支援担当課長 ありがとうございます。

○柏女部会長 それでは、次のテーマに移っていききたいと思います。

今いただいたご意見については、ぜひ、今後、計画をつくっていく段階で、事務局のほうでもご検討いただいて、さらに深めていきたいというふうに思っています。

それから、幼児期の学校教育・保育については、今後、量の見込みと確保方策、それから、人材の確保・資質の向上、これが、先ほども言いましたけれども、検討する機会が別途ある、それから、幼保連携型認定こども園の基準については、別の部会で行うということで、引き続き、この議論は進められていくということになりますので、その際にも、関連することとして活発にご意見いただければというふうに思います。

それでは、次に、地域の子供・子育て支援の充実について議論してまいりますけれども、まず、事務局のほうから、現状、課題等の説明をいただきたいと思っております。10分程度以内でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○家庭支援課長 家庭支援課長の木村です。よろしくお願いいたします。

資料8をお手元にご用意いただければと思います。

法律の中で位置づけられた、地域の子供・子育て支援事業、今回ご議論していただ

くものを対象年齢別に整理したものが、1枚目の表になってございます。今回、太枠の事業が議論していただきたい事業となっております。

1枚おめくりいただきまして、個別の事業について、ご説明します。

まず、1ページ目です。放課後児童健全育成事業（学童クラブ）でございます。

こちらのところにつきましては、事業としては、昼間家庭にいない10歳未満の児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えるという事業でございます。そして、平成27年4月の法改正で、これが小学校6年生まで広がるということが、今後、検討するところで必要な状況となっております。

クラブ数等、記載のとおりでございますが、待機児童数でございます。一番下のところにグラフがあるのでございますけれども、下の折れ線グラフが待機児童数になってございます。平成25年現在では1,753人なのですが、これは保育とはちょっと違っていて、例えば、ある区によっては全員利用登録でき、待機児童ゼロというところもございます。ということで、この数については、保育とは大分性質が異なる数だということをご認識いただければと思います。

課題につきましては、そうはいつでも待機児童の解消、または、今後、高学年の利用ニーズ、これが増加することも考えられます。そういったところへの対応はどうかというところ。また、都道府県については、児童クラブの職員に対する研修を行うことが義務づけられます。その研修内容の検討や、また、繰り返しになりますが、高学年への対応ということで、例えば、スペースの確保といったところについてが課題となってきています。

学童クラブの論点ですが、学童クラブにそもそもどんな役割が期待されているのか。例えば、生活の場、適切な遊びの場となっておりますが、勉強を教える、また、おやつ提供、出欠管理、また、特別な支援の子供への対応など、どのような役割が必要なのか、そういったところをちょっとご議論いただければと思っております。また、都道府県の役割として、指導員への研修というものがございまして、指導員の資質向上に向け、研修の内容について議論していただければと思います。最後に都として、区市町村にどんな支援をしていけばいいのかというところを、一つの論点とさせていただきます。

先ほど、一つ漏れたのですが、放課後児童クラブの基準について、政省令につきましては、左側の現状のところ、策定される予定というような記載が書いてあります。

れども、4月30日に出されてございます。その中で、四角の下の右の囲みなのですから、従うべき基準としては、従事職員について有資格者の配置、研修受講の義務づけ、また、配置数についても、基準が示されております。参酌すべき基準というのは、地域の実情において各地域でよく議論して、国の省令で示している基準をもとに自治体ごと基準を策定してくださいというものになってございます。

おめくりいただきまして、次に、子育てひろば事業でございます。論点を中心にご説明します。

地域の子育てひろば事業については、地域の身近なところで、親子の交流とか、子育て相談、そういったことができる場というところになります。

こちらの事業について、論点なのですが、今後、ひろば事業に期待される役割は何かということで、地域での居場所としての役割、親の子育てに関する不安やニーズについて情報収集すること、子育て支援サービスの紹介、そういったことをできるよう場にしていくのか、子育てひろばの役割についてご議論していただきたい。

次に、今回の支援法の中で、利用者支援事業というものが新たに打ち出されています。横浜市のコンシェルジュのようなものが、当初は子育てひろば事業に併設のようなイメージで打ち出されていましたが、その後の議論の中では、併設だけでなく単体の一つの事業として考えていくべきとなりました。そこで、もし、子育てひろばの中で利用者支援事業を実施するならば、どういったことを行うのかご議論していただければと思います。また、実際にひろば事業を行う区市町村に対して、どんな支援をしていくのかというところになります。

事業の形態等は左のところに記載してありますが、これは後ほど説明します。右側に利用者支援事業について記載していますが、これも一つの論点として出させていただいております。基本型と特定型のうち、利用者にとっての望ましい実施形態はどちらなのか。また、実施場所としてはどういう施設がよいのか。望ましい利用者支援を行うための必要な職員の資質とは何か。基本型というのは、基本的には、子育てに関する全ての事業について、子育て家庭に情報提供することや、子育て関連機関の地域での連携を進め、子育て支援の資源を育成・開発など行うものです。特定型につきましては、行政が実施していくような内容で、これは横浜市のコンシェルジュをイメージしたものでございます。そういったものを、今回、どういうふうにしていくのかというところもご議論していただければと思います。

次に、おめくりいただきまして、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）でございます。

こちらのほうは、生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問して、相談、また、子育ての情報提供など、親子が地域社会につながる最初の機会となる事業でございます。

こちらのほうについての論点ですけれども、支援に必要な家庭を漏れなく把握し、適切な支援に確実につなげるためには、区市町村の留意すべき点は何かということで、現在、訪問率につきましては7割ぐらいで、3割ぐらいは訪問できてないという自治体もある状況もございます。それを上げていくにはどうしたらいいのか。そして、都が区市町村に対して、どのような支援を行っていくべきなのかというところをご議論いただきたいなというところです。

次に、養育支援訪問事業でございます。

上の乳児家庭全戸訪問事業でリスクのある家庭を見つけたときに、こちらの事業に結びつけて、支援していくというものでございます。こちらの内容につきましては、先駆型の子供家庭支援センターでは必須の事業ということで、23区全て実施している事業でございます。

こちらの論点につきましては、一番右のところですが、適切なサービス提供のために、区市町村が留意すべき点は何か。そのために、都が区市町村に対して行うべき支援は何か。ということで、上の事業と下の事業ともに、訪問する職員さんのスキル、そういったものはどういうものが必要なのかということも、一つ、ご議論いただきたい点でございます。

おめくりいただきまして、ファミリー・サポート・センター事業でございます。

こちらの事業につきましては、有償ボランティアで、支援したい人と育児の支援を受けたい人を結びつけて、既存の事業では埋まらないところ、例えば、保育の送迎の部分を支援していただいたりというような事業でございます。

この事業につきまして、論点として、一番右のところを見ていただきたいのですが、提供会員を増やすために、区市町村が工夫すべきところは何か。後ほど、添付資料でご説明しますが、提供会員がかなり少ないという状況にあります。また、提供会員の質を向上させるために、区市町村が工夫すべき点は何かというところ。最後に、安心して提供会員に依頼できる仕組みを整備するために、区市町村が工夫すべきところは何か、そのために都が区市町村に対して行うべき支援は何かというものでござ

います。

次に、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）でございます。

こちらにつきましては、例えば保育する方のレスパイトなどを目的として提供する事業でございます。

こちらの事業につきまして、一番右の論点ですけれども、児童養護施設等への委託による実施が中心となっており、自治体での実施が進まない理由は何か。実施するためには、どのような工夫が必要か。特にトワイライトステイは、宿泊を伴わないため、児童養護施設でなくても実施可能と思われるが、取組が進まない理由は何か。そして、サービスを必要とする人、区市町村がサービスの利用につなげたい人を、適切に利用につなげるために、区市町村が工夫すべきことは何か。それと、都が区市町村に対して行うべき支援は何かというものでございます。

参考に、子育て短期支援事業の利用理由ですが、統計を見てみたところ、保護者の病気、子供家庭支援センターによる利用勧奨、保護者の出張への対応などが多い。

課題としては、児童養護施設にを委託して、利用定員を確保し、事業を実施しているため、保護者が使いたいときに使えないということがある。

次に、おめくりいただきまして、一時預かり事業でございます。

こちら、一般家庭で保育が困難となる、そういう緊急的な対応として、保育所、または既存の児童福祉施設を活用して、そういったものに対応するというものの事業でございます。一般型、地域密着型、都単独型というものがございまして、実施か所数としては都単独型というものが多くなっています。

これらにつきまして、論点ですが、在宅子育て家庭が利用しやすいようにするために、区市町村が工夫すべきことは何か。そのために、都が区市町村に対して行うべき支援は何かというところでございます。

さらに、もう一枚、参考資料ですが、先ほどの子育てひろば事業にA型、B型、C型、D型というものが書いてございました。それぞれ事業の中で実施する、真ん中の事業内容のところ、必須事業が異なるというところと、あと、スペース・設備について、B型、C型、D型では、授乳コーナーや流し台、ベビーベッド、こういった設備面が必要だというところで異なっております。

そういった点がありますので、A型が、一番下のところを見ていただくと、532カ所という形で多くなっています。A型と比較すると、それ以外の型は整備が進んでい

ないという状況でございます。

その次に、おめくりいただきまして、利用者支援事業の、これは国の資料でございます。どういったものかという、ご説明でございます。

さらに、おめくりいただきまして、9ページでございます。

先ほどの区市町村における子供家庭支援センター設置状況及びサービスの実施状況でございます。これを区市町で比較したものでございます。

次に、もう一枚おめくりいただきまして、10ページでございます。

先ほど、ファミリー・サポート・センターの提供会員が少ないというようにお話をしました。例えば、板橋区、練馬区を見ていただきますと、依頼会員が、例えば、板橋区だと、5,606人に対して、提供会員が226人と。利用したいという人に対して、提供する人が大分少ないという状況でございます。

さらに、もう一枚おめくりいただきまして、11ページでございます。

ショートステイ・トワイライトステイの実施主体というところで、主体は自治体なんですけれども、実際には、例えば、乳児院とか児童養護施設に委託していて、定員を確保しているというところがございます。こういった現状でございます。

以上、雑駁ですが、説明を終わらせていただきたいと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。

多岐にわたる事業についての説明がありましたけれども、いずれも区市町村が実施主体の地域子育て支援事業に位置づけられた事業ということです。したがって、論点が幾つか挙がっておりますけれども、共通して見ますと、各事業自体に求められる固有の役割についてのことと、それから、実施主体である区市町村に対して都ができることは何かということが、大きく二つの論点として挙げられていたかと思っております。

これらを踏まえて、もう時間がかなり押しはおりますけれども、20分ぐらいは時間をとりたいというふうに思いますので、20時ちょっと前ぐらいまで進めていきたいと思っております。

すみません、駒崎委員、お手を挙げていただいているんですけれども、ちょっとお待ちいただいて、松田委員から、拠点事業についての資料提供がございましたので、松田委員のほうから先にお願ひできればというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○松田委員 ありがとうございます。せたがや子育てネットの松田です。

今、資料で出させていただいているのは、こども未来財団の研究費をいただいて、全国の子育て支援拠点の人たちに協力いただいてつくった、ガイドラインです。普及版ということで、これは冊子なども、手引きなども作りながら、全国の自治体に研修で行っている中身のベースになるものです。

地域子育て支援拠点はなかなかわかりにくくて、先ほどのご説明のところでもざっくりな感じだったのもあって、皆さんどういふ場所なんだろうというのが本当にわかりにくいとは思うんですけども、全ての子供、特に幼稚園、保育園に入る前の、産前産後のところから、どこかに所属していく前の、どこにも所属していないご家庭が対象になっているというところで、それもわかりにくいところではあるんですけども、そういった方々のところに、地域の身近な場所で、まずは初めて地域につながっていく場所ということで、ずっと実践を重ねてきています。なので、実は、実施主体は自治体ですけども、運営主体がすごくさまざまになってきているというところでもわかりにくくなっています。児童館で行われていたり、保育所に併設であったりとか、いろいろなことがあって、例えば、このガイドラインでも、3ページ、ひろば型、センター型、児童館型みたいなのがありましたけれども、今回、大分再編されておまして、地域子育て支援拠点ということで、第2種社会福祉事業にもなっている事業です。

きょうの議題の中でも、実は13事業がこの30分、20分の間に全部お願いしますという状況になっていて、まず、扱いが余りにひどいなということで、拠点事業一個で一個の会議をやってほしいぐらい。東京都は砂漠だと私は思っています。もう水をまいても足りないぐらいの砂漠の状態、何かよるべない家庭がとても多いというところで、もちろん、幼保も大事なんですけれども、そこにまだ引っかからない、産前産後のところ、それから、サービスだけでは足りない、やっぱり生活であったり、暮らしであったり、子供の発達だったり、子供という暮らしだったり、育てている人たちの心だったりというところが、全部、何となく拠点で取りまとめて面倒見ているようなところがちょっとあります。なので、では、すごく高い専門性があるから専門職だけでしっかりやりましょうということだとなかなか増えないし、何よりやっぱり地域につながっている、根差したところでやる必要があるということで、私たちもずっと、専門家の方たちの助けも得ながら、地域の人たちが運営できる、ちょっと変わった福祉事業としてずっと展開してきています。

なので、このガイドラインはぜひ見ていただきたいんですけども、今回、利用者支援という、拠点のところに落っこちてきた、さまざまな課題やいろいろなことを拠点でこなしでいったところ、これだけではなかなかし切れないんじゃないかということで、コーディネート的な包括的な支援というところを随分訴えてきたところ、利用者支援というものが、今回、事業として、一つ、特出ししてつくられたという経緯があります。ですので、できれば、利用者支援を特定の保育の差配というところだけで見ずに、砂漠の東京都の中で子供を産んで育てていくときの羅針盤になるようなものをどこに置いたらいいのかというところも、ぜひ、東京都特有の課題として見ていただけたらなというふうに感じています。国の制度のところがすごく右往左往したので、ちょっと拠点のほうが戸惑っているところはあるんですけども、やっぱりセーフティネットであり、虐待発生予防だったり、それから、来ている人たちのエンパワーメントだったりというところが、この拠点と、それから、利用者支援にかかわってくるかなというふうに感じています。

13事業をひっくるめて、今、話が出ているんですけど、やはりいろいろなサービスにつないでいるのも、一つ、拠点の大きな役割になっていて、例えば、ちょっと心配なご家庭、ちょっと特別な支援が必要なご家庭に関しては、もう世田谷区だけじゃなく、都内は子供家庭支援センターがしっかりあるし、要対協もできているので、どちらかというところ、心配なご家庭とか、これから、今はヘルシーに見えるけれども、いろいろな課題が起り得る可能性があったり、潜んでいる家庭に関しては割と拠点で拾っていて、そこが心配ですということで行政とつなぐと、要対協のケースにはかかわらないけれども、では、赤ちゃん訪問のときに、助産婦さんじゃなくて保健師さんがダイレクトに、直営の職員の方が行ってくださるようなうまい連動の仕方ができたりとか、そういう、きめ細かい、切れ目のない支援というのが割とできている地域が増えてきたかなというふうに感じます。

それは自治体がそれぞれにやっていくことなんですけれども、そのときに東京都でバックアップしてほしいなということが、やっぱり人材育成、研修、それから、ネットワークですね。それから、先ほどのショートステイのところもあったと思うんですけど、やっぱり広域で、自治体のはざまみたいなところはちょっと隣の資源を使えるような、そういったバックアップを東京都のほうでしていただけるといいんじゃないかなというふうに思ったのと、さっき、駒崎委員もおっしゃっていましたがけれども、こ

ういう事業をやるのに当たって、一時預かりもそうなんですけど、単独で借りるとすごく高い家賃がかかっている、だけど、お金は全部、全国一律なんですね。最低時給が全然違うというところであったり、それから、地域のそういうのって保育所のほうが多分そういうバックアップがあると思うんですけど、拠点事業に関しては全くないので、そういった、家賃のバックアップであったりというところが都内でやっていたときの課題になっているということと、あとは、これはちょっと自治体の方に、東京都の方にきちんと聞いていただきたいと思うんですけど、逆に、いろいろな、何というか、ルールがあるところで、都のルールがボトルネックになっているということが結構あるようなんですね。それを自治体の担当者の方たちと少し話していただけたらなということ、変な話ですけど、自治体で聞くと、自治体の人に東京都がこうだからと都のせいになっているところもあるみたいなので、本当にそれはどうなのかというところを、今回の新制度に向けて、新しく作り直していただきたいなというふうに思っています。

それと、1点、利用者支援に関しては、先ほど、横浜市のコンシェルジュに代表されるようにというご説明がありましたけれども、東京都の課題としては、やっぱりよるべのない家庭ということで、保育のニーズだけを差配するだけではなかなか厳しいと。横浜市に関しても、実はとても丁寧な取り組みをされていて、横浜市も子育て支援拠点をかなりの力を入れて整備してきて、そことの連動、両輪であるということのもとにコンシェルジュがあるということで、それだけの単独の事業ではないということで、ぜひ、都のほうもそういった視点に立って、拠点事業と利用者支援事業を見ていただけるといいかなというふうに思います。

これを過ぎると、もう13事業に関して話し合う場がないというのはとても残念に思っています、このままでいいのかなというのはすごく疑問なんですけれども、一時預かりのところも実は給付からこっちの13事業に落ちこちてしまって、ある程度、少し給付という形で、権利のように、何日か実家をお願いできるぐらいの、年間の何日か、何というか、保育園や幼稚園に行っていない時期にもきちんと保障されるみたいなことが私たちはできていると思っていましたので、それが、一時預かりが地域型給付に動いてきているということもセットで、地域の子育て支援事業のところを東京都はもう一回見直さないと、これから、例えば、震災が起こったときなんかには、では、誰がこの人たちを把握しているのかといったところも含めて、やはり地域がもう

少し関わられるような仕組みをこの13事業のところで見つけていただけるといいかなというふうに思いますし、こういう事業に地域の人たちが関わるということが、今度、地域の人材を育てることにもなって、地域力のアップにもつながるというふうに思っています。

前回、自助と共助を支える、公助という話が出たんですけど、まさにそれがこの部分なんではないかなというふうに感じますので、できれば、これで議論が終わりということではなく、何か別の形ででも皆さんにご関心を持って議論していただけたらというふうに思います。

すみません、長くなりました。

- 柏女部会長 ありがとうございます。後から説明があると思いますけれども、第4回が子育てしやすい環境の整備ということでありますので、地域づくりという幅広い点では、その中でこの議論もできるかなというふうに思っておりますので、ぜひ、またそこでご意見を賜ればと思います。ありがとうございます。

では、駒崎委員、お願いします。

- 駒崎委員 時間も限られているので、短く行きます。

まず、ショートステイとトワイライトステイの不足についてです。

皆さんもご記憶に新しいと思いますけれども、ベビーシッター幼児殺人事件がこの前起こりました。殺された子供の親御さんはひとり親で、夜間働かなくてははいけませんでした。当初、一番最初はベビーホテルに、そうした場合、預けたそうです。そうしたら、そのベビーホテルが、認可外だったと思うんですけども、子供の寝かしつけのときに、おまえ、寝ろとどなっていたところを目撃して、こんなところに自分の子供を預けられないというふうに思ったそうなんですね。そこからベビーシッターをネットで探すようになったということです。そして、当初、二、三人のベビーシッターさんはとってもいい人だったので、それで、ああ、大丈夫かなと思って、ああしたサイトを使って、しかし、偽名を使った容疑者にある種だまされて、お子さんを亡くしてしまったということだったそうなんですね。

ここから何がわかるか。このショートステイやトワイライトステイ、信頼を置いて預けられるようなところが極度に不足しているということでもあります。こうしたところをきちんと都としてもしっかりやっていただきたい。もし区がなかなか動かないということであるならば、例えば、そうした低所得の方々、あるいはひとり親の方々が安

価にベビーシッターを使えるような支援というものを行ってもよろしいのではないかと。東京都ベビーシッタークーポンのようなものを出して、なかなかよいサービスだけでも、ベビーシッター会社は普通に頼むと1時間、東京都は平均1,600円から2,200円ぐらいです。それだと時給以上になる。そうした場合に、ファミサポぐらいで使えるような補助をすることによって、良質なお泊まりの保育というものが得られるようになるということは、都がむしろ、国に先んじてできることですので、ぜひご検討いただきたいというふうに思っております。

また、ファミサポの提供会員が足りないという話題も似たようなものです。ファミサポの提供会員は足りないですけど、ベビーシッター企業のシッターというのはかなり多いんですね。東京都は日本で一番多い。そうしたときに、なぜベビーシッターは使えなくて、ファミサポが使えるかというところ、値段が違うというところがあります。片方は補助金が入っていて、片方は全く入っていないからですね。その部分をきちんと利用者補助することによって、安価に使えるという形にすれば、ファミサポは使わないかもしれないけれども、民間のベビーシッター企業のシッターを安価に使えるということができるようになるので、東京都ベビーシッタークーポン、ぜひ検討いただきたいというふうに思っております。

同時に、こんにちは赤ちゃん事業に関してですけれども、こちらは都ができることがたくさんあります。この7割を100%に上げるというのもそうなんですけれども、一方で、きちんとビッグデータを活用して、各区で集められたデータというのを東京都が集計・分析して、どのようなケースの場合はリスクが非常に高く、どのようなケースにおいてはこういうアプローチをとることで未然に防げた、みたいなものをきちんと分析して、予防に生かすということをしていかないと、非常に大きなデータがたまっているだけけれども、そのまま、余り教訓が得られないで終わってしまうということになってしまう。それは非常にもったいないわけなんですよね。各区で行われた実践のいいところ、悪いところをきちんと分析し、学び合い、質が向上し、さらに、予防していくという形で虐待死ゼロを目指していくと。これは非常に重要なんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。貴重なご意見を頂戴いたしました。

では、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 一時預かりなんですけど、これは6ページにあるように、現状ではパートタイムで働いている方がかなりここを利用されているということで、ただ、今後、通常の保育サービスもかなり短時間勤務の方をカバーするというふうになってくると思うので、こちらで今使われている方がどう移行するかということ踏まえると、まず、それが一つです。

もう一つ、先ほどの産業労働政策との兼ね合いなんですけど、他方で、週10時間とか15時間ぐらい働くというような働き方もあるんですね。どういうものかというのと、例えば、福祉分野で、訪問介護なんかでいうと、お昼の食事時だけ食事介助すると。ですから、こういう人材を確保するというのを考えると、実は一時預かりみたいな事業がすごく大事なんです。ですから、東京都で、例えば、訪問介護の人材を確保するニーズがどのぐらいあるかどうか。実はそういうことも踏まえた上で、短時間であれば働けるような人をどう、短時間働く人がお子さんを預けられれば働けるというのがあれば。ですから、そういうことを踏まえて、議論する必要があるかなというふうに思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、お願いいたします。

○榊原委員 この13事業の議論のところについてなんですけれども、先ほど、松田委員のほうからもちょっと時間が足りないのではないかとご指摘がありました。この13事業は、実は国のほうでも決して整合性を持って並べてある事業ではなくて、たまたまと言っては失礼なんですけれども、いろいろな関係があって、たまたま今やっている施策を束ねて13になっているというだけであって、親子の現状から見て必要な制度という点では谷間が大きいし、穴もすき間もいっぱいあいているというものです。なので、この13事業を主要な前提としてこのままやっというところを考えると必要はなく、むしろ、基礎自治体のほうがこれから保育・幼児教育の取り組みで非常に大変な状況に入るときに、東京都のような都道府県こそ、この13事業のところはどう知恵出し、工夫出しするかというところの議論を深める必要があるのではないかとこのように思っています。

時間もないので短く申し上げると、例えば、この利用者支援事業のところは、国のほうの子ども・子育て会議でもまだ議論が深まっていないんですけれども、妊娠期からの親子をどう必要なサービスにつなぐかというところが非常に空白地帯になっていて、

問題であるという認識は共有されています。厚生労働省も、実は今年度から、妊娠期からの切れ目ない支援というところで、少子化対策の新しい柱として、モデル事業で自治体に取り組みを呼びかけているところなので、ご存じの方は多いかもしれませんけれども、つまり、子供版の地域包括支援センターのような、1カ所でワンストップで相談支援のソーシャルワークをしようという、拠点をつくる必要があると。そうでないと、親子を把握できないまま、それこそネットシッターで悲しい事件が起きてしまうというようなお母さんを次々とつくってしまうことになる。とりわけ、実家から切り離されて、孤立して育児している人が多い大都会では、そういった事業が必要になっていると思います。

ここの利用者支援事業とこんにちは赤ちゃん事業と養育支援訪問事業、このあたりのところは保健のほうの分野に入ると思うんですけども、保健事業はこれまでも都道府県が担ってきたところですが、非常に古い制度のままになっているので、ここのところをモデルチェンジして、例えば、フィンランドがやっているネウボラ、スウェーデンがやっているファミリーセンターのような、親子のためのワンストップサービスにもっと機能アップしていく必要がある。その議論も、できたら、東京都のこうした会議でやっていく必要がある。東京都のほうも考えていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。今の妊娠期からの切れ目のない支援も、次回の検討課題の中に入っておりますので、これを受け継いだ議論、地域子供・子育て支援事業にかかわった議論などもしていただければというふうに思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。では、清水委員、お願いします。

○清水委員 この13事業の中の一つの学童クラブについて、ちょっと情報提供といえますか、させていただきたいと思います。

資料3の8ページに、「学童クラブについて、東京都では、区部を中心に全児童対策事業に広がりを見せている」というようなご意見がございました。実は多摩地域については、先ほど、事務局のほうからも地域によって差異があるというふうなお話もございましたけれども、多摩地域については、私ども学童クラブの主管課長会等で話をさせていただく中では、高学年については余りニーズがないのではないかとこのよう

な意見をほぼ市町村それぞれが持っております。区部についてはちょっと私のほうは把握していないんですけど、市町村については高学年については余りニーズがないのではないかと。

実は子供のニーズと保護者のニーズがアンマッチしているというような、子供にとっては、学童クラブについては小学校1年生から、今、3年生、4年生までなんですけど、それが6年になった場合、本当に一つの、それぞれの定数が今度はあるということなんですけれども、一つは、一緒になって遊べるのかというようなこともありまして、高学年になりますとなかなか学童クラブには行きたくない。また、反面、塾ですとか習い事に行く児童が多くなっていくということもありまして、ですから、ここでもしお願いできればということなんですけど、質の確保を充実させていただいたほうがいいのかと思います。実は障害を持つ児童についてはやはりニーズが高いというのがありまして、その障害を持つ児童に対する対応といいますか、質を確保していったほうが私としてはいいのか。そういう意味では、低学年の児童はもちろん必要ですので、そこでの待機者対策は必要ですが、高学年に対するものについては、何というのですかね、より重点的なものを踏まえた方がいいのかなというふうに、意見として申し上げさせていただきます。

ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。

では、峯岸委員、お願いします。

○峯岸委員 今の学童クラブの関係なんですけれども、確かにやはり低学年というところがありまして、高学年向きというか、これは、もともと学童クラブというのはあれですよね、厚生労働省というか、こちらのほうの関係で入ってきたというところもあって、文部科学省のほうで進めております、放課後子供教室、こちらのほうは全児童対応ということでやっていて、私の母体は足立区なんですけど、足立区のほうでは随分それがニーズされておりますので、いずれは一体型というか、学童クラブがどうなるかというところはわかりませんが、ただ、学童クラブと、それから、放課後子供教室のあわせ技というか、そういうところがいずれ出てくるのではないかなということだと思っていますので、そちらのほうもご検討というか、ご参考までに、ちょっとお話しさせていただきます。

○柏女部会長 ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょう。もうお一人、お二人。では、溝口委員、お願いします。

○溝口委員 すみません、学童クラブです、同じく。

私のところで、毎日、今年は1名ですか、学童保育所に子供を迎えに行っております。6時で終わってしまうからです。ですから、そういった部分の使い勝手の悪いのもそうなんです、中には長時間の学童になる子供もいるということです。

そのときに、質の問題なんです、果たして、これは問題の提起で構わないんですけども、学校という箱の中に、十数時間同じ施設にいるということが、子供にとってこれはいかがかなということです。それから、学童保育所の質も、今、私のいる自治体では児童館を利用していますが、同じような問題が生じているんじゃないかと。要するに、学校の後でまた学校というようなことをやっておったり、果たして、これら一体、子供の育ちというのは保障ができていけるんだらうかなということで、保育の世界が養護と教育の一体化ということでやっていますから、やっぱり養護という面もきちんと入れながら、質を論じたほうがいいんじゃないかなと思っています。

ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。では、手短にお願いします。

○駒崎委員 先ほどの松田委員のご意見に賛成です。余りにも、20分とか30分でこのテーマを話そう、それで終わりというのは足りないというふうに思いますので、ぜひ、回数を増やしてもいいので、もうちょっと話しましょう。お願いします。

○柏女部会長 わかりました。

ほかはよろしいでしょうか。

とても大事なテーマ、重要なテーマ二つを駆け足で議論したので、本当に皆様方にもご迷惑をおかけしたなというふうに思っております。次回の中でも議論できる部分がありますけれども、ちょっと事務局のほうと相談させていただいて、この地域の子供・子育て支援事業のあり方についての検討については、少しお時間を頂戴した上で検討してみたいというふうに思います。

それから、もう一つ、ちょっと私のほうで事務局のほうにお伺いしたいんですけども、学童クラブの話がたくさん出ていましたけれども、学童クラブの量の推計と確保方策については、保育のところで、別途、議論するということがありましたけれども、これは学童も同じようにするという事なんですか。

○次世代育成支援担当課長 学童についても、同じタイミングでさせていただきたいと思
います。

○柏女部会長 わかりました。そうすると、学童クラブのことについては、その場でも
議論できるということになりますね。

○次世代育成支援担当課長 そうですね。保育同様に、量の見込み等を踏まえた議論は、
その場でも、もう一度、していただける機会を持ちたいと思っております。

○柏女部会長 できるということですね。そうすると、今、話があった、一体化の問題と
か、それらをももちろん目指している区市町村もあるし、そうではなく、学童クラブだ
けを充実させていくと、放課後子供教室と連携するということもあれば、いろいろ
な形があるわけですが、それぞれの区市町村で考えているところをなるべく、
こっち側で余り方向性を決めてしまうと、それぞれの区市町村の自主性を阻害してし
まうという側面もあるので、それらも含めて、そのときに議論しても構わないという
ことになるのでしょうか。

○次世代育成支援担当課長 そのように考えております。

○柏女部会長 わかりました。

ただ、そうは言いましても、今回なかなか言えなかったということについては、先ほ
どもお話しさせていただきましたけれども、随時、メール等で意見を受け付けるとい
うことをございますので、これだけは、今回言えなかったけれども、伝えておきたい
というものは、ぜひ、意見として出していただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、今後の計画策定・推進部会の進め方について、事務局のほうから説明をお
願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○次世代育成支援担当課長 では、今後の会議の開催予定ですが、資料9をごらんいただ
ければと思います。

まず、6月6日に第2回の幼保連携型認定こども園部会を開催する予定です。その後
の進め方ですが、第4回の計画策定部会と第2回の全体会議を、6月下旬から7月上
旬までの間に開催したいと考えております。現在のところ、部会長、会長等と7月1
1日の午後を第1候補として開催することを検討しておりますが、定足数等の関係も
ありますので、お手元に配付の日程調整表の方にご記名の上、ご都合をご記入いた
だき、席上に残していただきたいと思っております。この場で難しい場合は、メールやファク

スでも結構です。

また、今後の進め方についてですが、資料4の施策案の七つの項目については、各回の検討テーマとして議論していきたいと思います。本日、地域の子供・子育て支援に関する13事業については議論する時間が十分に足りなかったということで、本当に申しわけないんですが、部会長もおっしゃってくださったように、第4回の中の「子育てしやすい環境の整備」の中、また、第6回の「量の見込み」や「確保方策」の中でも議論していただける機会を持ちたいと思っています。

すみません、ちょっと前後しましたがけれども、第5回の計画策定部会は8月下旬に、「特別な支援を必要とする子供や家庭への支援」ということと、第6回については「量の見込み」と「確保方策」、そして、第7回では「子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上」や「子供・子育て支援施策の推進体制」について議論いただき、それらを踏まえて、第8回には計画の素案を取りまとめていくということを予定しております。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

今、事務局のほうから、次回以降の部会でのテーマ設定について説明がありましたけれども、議論が十分でなかった場合は、臨時でこの間に開催させていただくということも織り込んだ上で、この提案どおり進めていくということによろしいでしょうか。何か……どうぞ。

○駒崎委員 もし議論できなかつたら、臨時でちゃんとやるということをおっしゃってくださるなら、賛成です。

○柏女部会長 ということで、よろしいでしょうか。

ちょっとタイトな日程の中でつくっていくという形にはなりますけど、事務局のほうにはご工夫をいただく形でお願いしたいと思います。ちょっと時間を早目に始めて、3時間とかというようなやり方もあるかと思いますので、そこはあわせてご検討いただければと思います。

これについては、一応、ご了解いただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○柏女部会長 ありがとうございます。それでは、この方針で進めていきたいと思います。

ほかに、事務局のほうから連絡事項があれば、お願いしたいと思います。

○次世代育成支援担当課長 次回の計画策定部会の開催日程については、調整がつき次第、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の資料ですが、資料集のファイルと冊子類については、次回の会議でも使用いたしますので、机の上に置いたままにしておいていただければと思います。また、資料1から9については、お持ちいただいても結構ですが、机の上に置いたままにいただいた場合は、これまでどおり、後日郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたり議論いただきまして、どうもありがとうございました。柏女部会長もどうもありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございました。

それでは、きょうの会議はこれで終了とさせていただきます。皆さん、本当にありがとうございました。

午後 8時04分閉会